

* 本日のテーマについて、読売新聞社として、社内論議を踏まえた公式の見解はまとめるには至っていない。本日の意見陳述はあくまで、小生の個人的見解。* 国民投票に当たっては、幅広い、自由闊達な論議が望ましい。本日のテーマに関しても、規制、制限は、基本的に、最低限にとどめるのが望ましい。だが、国の将来への責任、論議と投票の公正さのために、必要な措置は取るべきだ。* メディアにおける意見広告を無制限に認めるかどうかは、一般論として、新聞とテレビ・ラジオの放送媒体とでは違うのではないか。読売新聞など新聞社にはかなり厳格な「広告掲載基準」がある。これによって対応できるのではないか。

* 投票日の7日前からの広告放送制限は、「7日前」の理由がよく分からないし、放送の問題であり、直接のお答えは差し控えたい。ただ、投票直前に投票の意義を損なう過熱した広告が氾濫することはむろんあってはならない。

* 政党にのみ無料広告を認めることは、妥当なことと考える。他の団体に認める場合、資格、範囲などをどう決めるか、問題がある。

* 無料広告の割り当て基準として、「賛否平等」も理解出来ないわけではないが、議席数案分にも理由があるのではないか。少数会派への配慮はむろん必要だが、すでに、発議の段階で、各会派の議席数も含め、ある程度、「民意」は表われている。単純な平等と公正はイコールではないのではないか。もっと議論してもらいたい。

* 広報協議会を国会に設置することや委員を所属議員数の比率にすることも妥当と考える。

* 国民投票の公報の内容は、中立的、客観的な説明（対照、審議の経過）であれば、問題はない。

* 投票運動禁止の特定公務員の範囲の問題は、「運動」の捕らえ方にもよるのではないか。行き過ぎた行動には、公務員法などによる規制もあるのではないか。直接、投開票業務に携わる選管職員のみで十分だし、なぜ、選管職員だけなのかという疑問もある。

* 公務員・教育者の地位利用も、「地位利用」の定義があいまい。禁止されるべき「地位利用」を厳密にするべきではないか。

* 組織的多数人買収・利害誘導罪も、要件の厳格化が必要。恣意的な運用で、運動を抑制することがないようにする必要がある。